

**青梅市と福生市、羽村市および瑞穂町との間の証明書の交付
等の事務委託の廃止に関する協議について**

青梅市と福生市、羽村市および瑞穂町との間の証明書の交付等の事務委託を廃止することについて、協議により別紙のとおり規約を定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和5年9月6日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

青梅市と福生市、羽村市および瑞穂町との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

1 福生市

青梅市と福生市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

青梅市と福生市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成17年7月1日東京都知事届出）は、廃止する。

付 則

この規約は、令和5年12月29日から施行する。

2 羽村市

青梅市と羽村市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

青梅市と羽村市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成17年7月1日東京都知事届出）は、廃止する。

付 則

この規約は、令和5年12月29日から施行する。

3 瑞穂町

青梅市と瑞穂町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

青梅市と瑞穂町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成17年7月1日東京都知事届出）は、廃止する。

付 則

この規約は、令和5年12月29日から施行する。